

## 議 事 日 程

第2回定例会  
R 8. 2. 9 午前 10 時  
粕江市防災センター4階会議室

### 1 付議案件

- (1) 議案第7号  
粕江市立学校長及び副校長人事の内申について
- (2) 議案第8号  
令和8年第1回定例会における議決事件に対する意見聴取の臨時代理の承認を求めることについて
- (3) 議案第9号  
粕江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第10号  
粕江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第11号  
粕江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第12号  
粕江市ティーンズルーム事業実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて
- (7) 議案第13号  
粕江市いじめ防止基本方針(案)について
- (8) 議案第14号  
粕江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について
- (9) 議案第15号  
学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性(案)について
- (10) 議案第16号  
粕江市立中学校に係る部活動等の方針(粕江市部活動ガイドライン)(案)について
- (11) 議案第17号  
粕江市合同部活動運営マニュアル(案)について
- (12) 議案第18号  
粕江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

## 2 報告案件

－議会報告－

なし

－行政報告－

なし

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について (3)
- (3) 狛江市教育委員会と株式会社ルネサンスとの部活動の地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定の締結について
- (4) 令和7年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について (5)

議案第7号

狛江市立学校長及び副校長人事の内申について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月9日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

東京都教育委員会からの「令和7年度小中学校管理職異動配置案」を受け、東京都教育委員会に対して管理職配置について内申を行う。

## 議案第 8 号

令和 8 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見聴取の臨時代理の承認を  
求めることについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
 教育長 柏原 聖子

### 提案理由

教育長が臨時代理した令和 8 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見の申し出について、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項に基づき、報告し承認を求める。

狛企政発第 000526 号  
令和 8 年 1 月 22 日

狛江市教育委員会教育長  
柏原 聖子 様

狛江市長  
松原 俊雄  
(公印省略)

令和 8 年第 1 回定例会における議決事件について (依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、令和 8 年第 1 回定例会における下記の議会の議決を経るべき事件について意見を求めます。

記

- 狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
 条例第 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>当分の間</u>、学校給食を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。<u>ただし、次の各号に該当する給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち同条第3号に規定する学校給食費に関する給付</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する援助のうち学校給食費に関する給付</u></p> <p>(3) <u>狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）の規定する特別支援教育就学奨励費のうち生徒に対する学校給食費に関する給付</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する学校給食</u>を受ける児童等に係る学校給食費を徴収しないものとする。</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

狛教教学発第 000937 号

令和 8 年 1 月 23 日

狛江市長

松原 俊雄 様

狛江市教育委員会

教育長 柏原 聖子

(公印省略)

令和 8 年第 1 回定例会における議決事件について (回答)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、令和 8 年 1 月 22 日付け狛企政発第 000526 号「令和 8 年第 1 回定例会における議決事件について (依頼)」で意見聴取の依頼がありました下記の議案については、異議ありません。

記

- 狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月9日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額の変更等に伴い、所要の改正を行う。

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則（平成28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 需要額 <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。)第2条第1号に規定する需用費をいう。</u></p> <p>(支給対象者)</p> <p><b>第3条</b> 奨励費は、児童又は生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを支給する。</p> <p>(1) <u>施行令第2条第1号に規定する収入額が需要額の2.5倍未満の者</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 需要額 <u>次に掲げる奨励費の区分に応じそれぞれ次の表を適用して得た額をいう。</u></p> <p>ア <u>生活扶助第1類 別表第1</u></p> <p>イ <u>生活扶助第2類 (基準額+冬季加算+期末一時扶助) 別表第2</u></p> <p>ウ <u>教育扶助 (基準額+学校給食費) 別表第3</u></p> <p>エ <u>住宅扶助 別表第4</u></p> <p>オ <u>交通費 別表第5</u></p> <p>(支給対象者)</p> <p><b>第3条</b> 奨励費は、児童又は生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを支給する。</p> <p>(1) <u>世帯 (住居を同一にしない場合においても、保護者が就労のため他の住居に住居するとき又はこれと同様の状態にあるときにおいては、世帯とみなす。以下同じ。) 全員の前年の総所得が当該世帯の需要額2.5倍未満の者</u></p>

改正後	改正前																			
(2) (略) 2 (略)  (奨励費の種類及び支給金額) <b>第4条</b> 奨励費の支給項目、対象学年及び支給内容は、 <u>別表</u> のとおりとする。	(2) (略) 2 (略)  (奨励費の種類及び支給金額) <b>第4条</b> 奨励費の支給項目、対象学年及び支給内容は、 <u>別表第6</u> のとおりとする。  <u>別表第1 (第2条関係)</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">年 齢 (4月1日現在)</th> <th style="text-align: center;">生活扶助第1類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0歳から2歳まで</td> <td style="text-align: right;">20,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3歳から5歳まで</td> <td style="text-align: right;">26,350円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6歳から11歳まで</td> <td style="text-align: right;">34,070円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12歳から19歳まで</td> <td style="text-align: right;">42,080円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20歳から40歳まで</td> <td style="text-align: right;">40,270円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41歳から59歳まで</td> <td style="text-align: right;">38,180円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60歳から69歳まで</td> <td style="text-align: right;">36,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70歳以上</td> <td style="text-align: right;">32,340円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 世帯全員について個別に計算する。 <u>別表第2 (第2条関係)</u>	年 齢 (4月1日現在)	生活扶助第1類	基準額	0歳から2歳まで	20,900円	3歳から5歳まで	26,350円	6歳から11歳まで	34,070円	12歳から19歳まで	42,080円	20歳から40歳まで	40,270円	41歳から59歳まで	38,180円	60歳から69歳まで	36,100円	70歳以上	32,340円
年 齢 (4月1日現在)	生活扶助第1類																			
	基準額																			
0歳から2歳まで	20,900円																			
3歳から5歳まで	26,350円																			
6歳から11歳まで	34,070円																			
12歳から19歳まで	42,080円																			
20歳から40歳まで	40,270円																			
41歳から59歳まで	38,180円																			
60歳から69歳まで	36,100円																			
70歳以上	32,340円																			

改正後

改正前

世帯人数	生活扶助第2類		
	基準額	冬季加算	期末一時扶助
1人	43,430円	1,288円	1,182円
2人	48,070円	1,667円	2,364円
3人	53,290円	1,988円	3,546円
4人	55,160円	2,254円	4,728円
5人以上	55,160円に1人増すごとに440円を加算して得た額	2,254円に1人増すごとに83円を加算して得た額	4,728円に1人増すごとに1,182円を加算して得た額

## 別表第3（第2条関係）

年齢 (4月1日時点)	教育扶助	
	基準額	学校給食費
6歳	2,150円	3,525円
7歳		
8歳		3,728円
9歳		

改正後			改正前								
			10歳		3,932円						
			11歳								
			12歳	4,180円	4,371円						
			13歳								
			14歳								
<u>別表第4（第2条関係）</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">住宅扶助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">69,800円（7人以上の世帯は83,800円）を限度とした家賃月額（実費）とする。持家世帯は0円とする。</td> </tr> </tbody> </table>			住宅扶助			69,800円（7人以上の世帯は83,800円）を限度とした家賃月額（実費）とする。持家世帯は0円とする。		
住宅扶助											
69,800円（7人以上の世帯は83,800円）を限度とした家賃月額（実費）とする。持家世帯は0円とする。											
<u>別表第5（第2条関係）</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">特別支援学級に在籍し、又は通級指導学級及び特別支援教室に通級している児童又は生徒が前年度中（前年4月1日から3月31日まで）に、その通学に要した交通費の額（年額）に12分の1を乗じて得た額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			交通費			特別支援学級に在籍し、又は通級指導学級及び特別支援教室に通級している児童又は生徒が前年度中（前年4月1日から3月31日まで）に、その通学に要した交通費の額（年額）に12分の1を乗じて得た額とする。		
交通費											
特別支援学級に在籍し、又は通級指導学級及び特別支援教室に通級している児童又は生徒が前年度中（前年4月1日から3月31日まで）に、その通学に要した交通費の額（年額）に12分の1を乗じて得た額とする。											
<u>別表（第4条関係）</u>			<u>別表第6（第4条関係）</u>								
支給項目	対象学年	支給内容	支給項目	対象学年	支給内容						
新入学学用品費	小学校第1学	小学校 57,060円	新入学学用品費	小学校第1学	小学校 51,110円						

改正後			改正前		
	年 中学校第1学 年	中学校 <u>63,000円</u>		年 中学校第1学 年	中学校 <u>60,980円</u>
(略)			(略)		
備考 法第1条に規定する義務教育学校にあつては、「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み代えるものとする。			備考 法第1条に規定する義務教育学校にあつては、「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み代えるものとする。		

共通様式を別紙のように改める。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第6新入学学用品の項の改正規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 前項ただし書の施行の日において現に第6条第1項の規定により令和7年度の支給の認定を受けており、奨励費が支給された者に対しては、この規則による改正後の狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則別表第6新入学学用品費の項の額と、支給済みの奨励費の額との差額を追加支給するものとする。
- 第1項本文の施行の日において、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

狛江市教育委員会教育長 宛て

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書  
(兼口座振替依頼書)

受付印

就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請をしたいので、狛江市就学援助費支給事務取扱規則第5条第1項・狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

提出日	年	月	日	日中の連絡先	受付日		受付番号					
〒	2	0	1	-	所得申告	申告済		未申告				
狛江市				前年度1月1日時点の住所	狛江市・その他 ( )							
丁目番号 (アパート・マンション名)				援助費対象 児童生徒に ○	続柄	氏名	生年月日	在籍小・中学校名	学年・組	特別支援教室利用の 場合は教室名を記入		
(住居の形態) 持家・借家 (家賃月額: 円) ※借家で前年に所得がある方は、賃貸借契約書等の コピーを添付してください。				世帯 状況	世帯主	フリガナ	大昭平令	市立	年			
						氏名	年 月 日	学校	組			
							フリガナ	大昭平令	市立	年		
							氏名	年 月 日	学校	組		
申請者(保護者)氏名							フリガナ	大昭平令	市立	年		
							氏名	年 月 日	学校	組		
【同意】 <input type="checkbox"/> 認定等事務のため、私の世帯全員に係る住 民基本台帳、税務資料等の個人情報を調査 し、又は生活保護法による扶助等を福祉事 務所に事務担当者が確認することに同意し ます。 <input type="checkbox"/> 受給者として認定を受けた場合、市長又は 学校長を代理人と定め、就学援助費等に係 る請求等について委任し、その請求に基づ いて就学援助費を充当することに同意しま す。 <input type="checkbox"/> AI-OCR(人工知能を用いた光学的文字認 識)処理を行うために、本書に記載した内 容が事業者のサーバーを経由することに同 意します。				振 込 口 座	金融機関名 支店名		金融機関コード(4桁)		支店コード(3桁)			
					銀行・信用金庫・農協		本店・支店・出張所					
					口座名義人		(カタカナで記入)					
					口座種別		普通					
※上記を確認し、同意する場合は☑してください。				口座番号								
								認定年月日		認定区分		
								年 月 日		要・準・否・保留		
								年 月 日		奨・否		

申請理由	<p>1 就学援助費の申請</p> <p>(1) 保護者が生活保護法に基づく保護を受けている。</p> <p>(2) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.4倍未満である。</p> <p>(3) 保護者が前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。</p> <p>(4) 保護者が前年度又は当該年度において市町村税が非課税又は減免を受けた。</p> <p>(5) 保護者が前年度又は当該年度において固定資産税又は個人事業税の減免を受けた。</p> <p>(6) 保護者が前年度又は当該年度において国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた。</p> <p>(7) 保護者が前年度又は当該年度において国民年金の減免を受けた。</p> <p>(8) 災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化した。</p> <p>(9) その他（ ）</p> <p>2 特別支援教育就学奨励費の申請</p> <p>(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が同号に規定する需要額2.5倍未満の者</p> <p>(2) その他（ ）</p>
------	---

※特別支援教育就学奨励費については、就学援助費の支給を受けている方は、支給対象とならないので御留意ください。

（留意事項）

1 前年度の1月1日現在狛江市に住民登録がなかった方について

前年の所得（申請日が1月以降の場合は一昨年の所得）を確認できる書類（「給与所得の源泉徴収票の写し」、「所得の確定申告書の写し（受付印があるもの）」、「前住所地自治体の課税（非課税）証明書」等）を提出してください。

2 前年所得の申告をされていない方について

前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合（生計を共にする方に扶養されている方を除く。）は、審査不能のため就学援助費・特別支援教育就学奨励費に係る審査については、保留となります。前年所得の申告をされていない方及び審査保留の通知を受け取った方は、就学援助を希望される場合には、未申告の方の申告をし、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請をしてください。

申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合は、一定の期間の経過時点で申請は取り下げたものとなりますので、御了承ください。

3 その他

災害及び家庭環境の変化による現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化したことを理由に就学援助費を申請する場合には、当該事実を客観的に証明することができる書類をお持ちの上、御相談ください。

議案第 10 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第 106 号及び第 138 号）の施行に伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額を改める。

## 狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p><b>第4条</b> <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律</u>（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第3条に規定する補償（以下「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれの医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（以下単に「経験年数」という。）に応じて、別表第1に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、<u>次の各号に掲げる扶養親族の区分</u>に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p><b>第4条</b> <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律</u>（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第3条に規定する補償（<u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令</u>（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第20条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれの医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（<u>政令第12条第2項第2号</u>において単に「経験年数」という。）に応じて、別表第1に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族</u>については450円を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当す</u></p>

改正後	改正前
<p>して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、<u>経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族に係る加算は行わないこととする。</u></p>	<p>る扶養親族のうち2人までの扶養親族についてはそれぞれ204円（学校医等に第1号に該当する者がなく、扶養親族である第2号に該当する子がある場合にあっては、そのうち1人については、450円）を、その他の扶養親族については1人につき134円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>
<p>(1) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円</u></p>	<p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p>
<p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる孫 100円）</u></p>	<p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p>
<p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）</u></p>	<p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母</u></p>
<p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</u></p>	<p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p>
<p>(5) <u>重度心身障がい者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障がい者 100円）</u></p>	<p>(5) <u>重度心身障害者</u></p>
<p>4 <u>扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p>	<p>4 <u>扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p>

改正後							改正前						
(未支給の補償の請求等) <b>第7条</b> <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第20条第1項の規定により未支給の補償を受けようとする者は、未支給の補償請求書（第14号様式）を委員会に提出しなければならない。</u> 2 (略)							(未支給の補償の請求等) <b>第7条</b> 政令第20条第1項の規定により未支給の補償を受けようとする者は、未支給の補償請求書（第14号様式）を委員会に提出しなければならない。  2 (略)						
<b>別表第1</b> （第4条関係）							<b>別表第1</b> （第4条関係）						
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>9,060</u> 円	<u>10,332</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>16,467</u> 円	<u>17,496</u> 円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>8,529</u> 円	<u>9,909</u> 円	<u>12,351</u> 円	<u>13,575</u> 円	<u>15,837</u> 円	<u>16,866</u> 円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,629</u> 円	<u>8,340</u> 円	<u>9,873</u> 円	<u>11,073</u> 円	<u>11,907</u> 円	<u>12,246</u> 円	学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,164</u> 円	<u>7,932</u> 円	<u>9,438</u> 円	<u>10,701</u> 円	<u>11,610</u> 円	<u>11,970</u> 円

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第4条第3項（次項及び付則第3項の規定により読み替える場合を含む。）及び別表第1の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべ

き事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

- 2 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後規則第4条第3項第1号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。
- 3 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後規則第4条第3項の規定の適用については、「  
(5) 重度心身障がい者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障がい者 100円）  
」とあるのは、適用日から令和7年6月12日までの間にあつては「  
(5) 重度心身障がい者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障がい者 100円）  
(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。） 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）  
」と、令和7年6月13日から令和8年3月31日までの間にあつては「  
(5) 重度心身障がい者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障がい者 100円）  
(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 100円  
」とする。

議案第 11 号

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の改正による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、所要の改正を行う。

狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日  
教育委員会規則第 号

狛江市学校運営協議会規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本的な方針の承認)</p> <p><b>第4条</b> 校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、所属する協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(基本的な方針の承認)</p> <p><b>第4条</b> 校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、所属する協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

狛江市ティーンズルーム事業実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

教育長が臨時代理した狛江市ティーンズルーム事業実施要綱について、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 2 項に基づき、報告し承認を求める。

狛江市ティーンズルーム事業実施要綱

令和8年1月20日  
教育委員会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号）及び狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、中学生及び高校生を中心とした18歳以下の者（以下「中高生」という。）が、自らがしたいことを見つけ実現できる機会を提供する場として、ティーンズルーム等で実施する事業（以下「ティーンズルーム事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 ティーンズルーム事業は、次に掲げる内容を行う事業とする。

- (1) 安心して過ごし、学び、交流し又は休息できる場の提供
- (2) 中高生の興味・関心に基づく体験活動の機会の提供
- (3) ティーンズルームの運営又は中高生自らがしたいことの具現化等に向けた会議
- (4) ユースサポーター又は地域サポーター（以下「サポーター等」という。）による相談、助言及び社会参加に向けた伴走支援
- (5) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(利用者)

第3条 規則第5条第2項第2号に規定するティーンズルームの利用者は、原則として狛江市内に在住又は通学する中高生並びにサポーター等とする。

2 前項にかかわらず、本事業の趣旨に賛同し、中高生の活動を支援する者の利用を認めることができる。

(利用の手続)

第4条 ティーンズルームを利用しようとする者は、入室時に所定の受付名簿に必要事項を記入するものとする。

2 利用者は、利用を終了したときは、退出時間を受付名簿に記入するものとする。

(運営体制)

第5条 委員会は、ティーンズルーム事業を円滑に運営するため、次に掲げる者を委嘱することができる。

- (1) ユースサポーター 中高生に身近な立場で利用者の活動を支援する者
- (2) 地域サポーター 専門的知見からの中高生への相談対応及びユースサポーターの助言、育成を行う者

(ユースサポーター)

第6条 ユースサポーターは、利用者と良好な関係を保ち、定期的にティーンズルームでの活動に参画することが可能で、中高生の健全育成に熱意を持つ者と

する。

- 2 委員会は、ユースサポーターを最大10名まで委嘱することができる。
- 3 ユースサポーターは、原則18歳以上30歳未満の者とする。
- 4 ユースサポーターの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度末までとし、再任を妨げないものとする。
- 5 ユースサポーターは、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) ティーンズルームにおける中高生の活動支援、活動推進
  - (2) ティーンズルーム事業の運営に必要な関係者等との連絡調整
  - (3) 前2号に掲げる活動のほか、委員会が必要と認める事項
- 6 ユースサポーターは、オンラインフォームにより、活動の実績を委員会に報告するものとする。
- 7 委員会は、ユースサポーターが辞任を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その職を解くことができる。
  - (1) ティーンズルーム事業の運営に支障が生ずるような言動をしたとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。(地域サポーター)

第7条 地域サポーターは、社会福祉士、社会教育主事その他それらに準ずる資格を有する者とする。

- 2 委員会は、地域サポーターを最大3名まで委嘱することができる。
- 3 地域サポーターの任期は、委嘱された日から当該日の属する年度末までとし、再任を妨げないものとする。
- 4 地域サポーターは、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) ティーンズルームにおける中高生の活動に関する中高生からの相談対応
  - (2) ユースサポーターの相談対応及び育成
  - (3) 前2号に掲げる活動のほか委員会が必要と認める事項
- 5 地域サポーターは、オンラインフォームにより、活動の実績を委員会に報告するものとする。
- 6 委員会は、地域サポーターが辞任を申し出たときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その職を解くことができる。
  - (謝礼金)

第8条 サポーター等に、予算の範囲内で謝礼金を支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 サポーター等は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

狛江市いじめ防止基本方針（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市いじめ問題対策委員会より答申のあった狛江市いじめ防止基本方針（案）について、承認を求める。

# 狛江市いじめ防止基本方針（案）

令和8年 月 改定

狛江市・狛江市教育委員会

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

狛江市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）は、こうした児童・生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持するため、国が策定した「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」並びに「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めるものである。

## 第1 基本的な考え方

### 1 いじめ防止等の対策に係る基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心なよりよい社会をいかにしてつくるか、という学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめは相手の人権を侵害する行為である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、どの学校においてもいじめは起こりうるという認識の下、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。そこで、「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」を踏まえ、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童・生徒に関係する問題であることを踏まえ、児童・生徒が安心して学習に取り組んだり、学校生活を送ったりすることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめられた児童・生徒にとっていじめが心身に深刻な影響を及ぼす重大な行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、狛江市、狛江市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、そのような行為を行った児童・生徒に対しても適切な支援

を行わなければならない。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危険に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは極めて深刻な人権侵害であり、行ってはならない。

## 4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめを生まない学校づくり

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級づくりを行っていくことが、いじめ防止対策の基本となる。そのため、全教育活動を通じて、児童・生徒がいじめ問題を自分たちの問題と捉え、考えることができるよう、指導を徹底する必要がある。特に、特定の児童・生徒への対処療法的な生活指導にとどまることなく、全ての児童・生徒に働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが重要である。

### (2) 調査・観察等によるアセスメントを活用した、いじめの早期発見（いじめ見逃しゼロ）

学校として、児童・生徒同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解することが必要である。更に、いじめをできるだけ初期の段階で発見できるようにするために、調査・観察等によるアセスメントやいじめ発見のためのアンケートの実施等、教職員をはじめ大人が児童・生徒の援助希求を適切に受け止め、支援できるようにする必要がある。

### (3) いじめへの組織的対応

「法」に基づき、「学校いじめ対策委員会」（「基本方針」第3-2-(1)にて

組織を規定)を核とした対応を徹底し、学級担任等が一人で抱え込んで対応することのないようにしなければならない。そのために児童・生徒の気になる様子についての報告や情報共有は、全ての学校・全ての教職員で必ず行う。その際「もう少し様子を見る」「この程度は報告しなくてもよい」という個人的判断ではなく、どんな小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」(「基本方針」第3-2-(1)にて組織を規定)を核とした対応を徹底し、学級担任等が一人で抱え込んで対応することのないように報告し、各事案への対応方法を協議する。

#### (4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめは児童・生徒だけの問題ではなく、社会全体の構造的な問題であり、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を推進するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校がいじめ防止のための取組について十分に理解することが重要である。必要に応じて、保護者会や学校運営協議会等の場で、いじめ問題の解決に向けて共通理解を図っていくことが重要である。

## 第2 いじめの防止等のための狛江市教育委員会の取組

### 1 学校を支援するための取組

- (1) 学校、児童相談所、法務局又は地方法務局、弁護士、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される「狛江市いじめ問題対策委員会」(以下、「いじめ問題対策委員会」という。)を設置する。また、「いじめ問題対策委員会」の委員は、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」(「基本方針」第3-2-(1)にて組織を規定)に関与する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」と各学校との円滑な連携の下、「基本方針」に基づく活動を行う。
- (3) 各学校のいじめの防止等の取組に関して、学校訪問や研修会等を通じて指導・助言を行う。
  - ア 教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の充実  
各学校の教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の整備を図る。
    - (ア) スクールカウンセラーを効果的に活用するとともに、狛江市の専門教育相談員との連携を強化し、適切かつ迅速な相談体制を整備する。
    - (イ) 心理や福祉、医療等の専門家の相談連絡先や相談フォームの開設を示した資料の配布等により相談窓口の周知に努める。
  - イ 子どもの主体的な活動の推進と支援  
狛江市立小・中学校は、学校におけるいじめを防止するため、以下のような児童・生徒の主体的な活動を推進する。また狛江市教育委員会は、学校が行う活動を支援する。

(ア) 児童・生徒自らが企画したいじめ防止を啓発する活動を推進する。

(イ) 各校の児童会・生徒会の交流の場の積極的な活用を推進する。

(ウ) 特別活動を中心とした、豊かな人間関係形成を支援する。

#### ウ ネットいじめへの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

(ア) 小学生の段階から、デジタル・シチズンシップ教育を計画的に推進する。

(イ) 児童・生徒及び保護者等に対するネットいじめ防止等への啓発活動の徹底を図る。

(ウ) いじめに関する相談窓口を周知する。

(4) 調査・観察等によるアセスメントについて、各種研修会で活用方法等について取り上げ、教員が効果的な活用をできるようにする。

## 2 教員の指導力向上のための取組

いじめの防止等のために、狛江市教育支援センターと連携した人材育成や資質・能力の向上を図る。

(1) 教職員のいじめを感じる感覚・意識の向上を促すため、研修の在り方を検討し、具現化する。

(2) 人権教育、特別支援教育に関する研修を悉皆で実施し、教職員の人権意識の醸成や、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる力の育成を図る。

(3) 児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するために、校長のリーダーシップのもと、校内組織体制を整備する。

(4) 日常的な観察を通じて、児童・生徒の心身の変化の受け止め方等、教育活動で生かせる教職員のカウンセリング・マインドの向上のための研修を推進する。

## 3 関係機関と連携した取組

(1) 多様な外部人材の活用等による問題解決への支援

ア 必要に応じて、学校サポートチーム、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

イ 学校教育以外を所管する部署との定期的な情報交換及び情報の共有化を継続して行い、いじめの初期対応・中期的な対応・長期的な展望に立ち、いじめ問題について総合的な検討を進める。

(2) 学校関係者への啓発

家庭・地域及び関係機関に対して必要な広報活動を進め、いじめを防止することに対する啓発活動の促進を図る。

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、「法」第13条の規定に基づき、「狛江市立〇〇小（中）学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）」を策定する。
- (2) 学校は、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）」、「東京都いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」、「基本方針」及び「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」を参酌し、各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定めて公開する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しを継続的に行う。
- (3) 狛江市教育委員会は、各学校の取組を定期的に進行管理し、必要に応じて指導・助言を行う。

#### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、「法」第22条の規定に基づき、いじめ防止等に実効的に取り組むため、管理職、教職員、狛江市の専門教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者の代表等により構成する「学校いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」に、「いじめ問題対策委員会」の委員が関与する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」は、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し、機能しているかを評価し、必要に応じて修正を行い、より実効的な内容へと改善する。
- (3) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第23条第2項の規定に基づき、いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断を行う。
- (4) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第28条に規定する重大事態が発生した際には、同法同条に基づく調査を実施するため、狛江市教育委員会が設置する「いじめ問題対策委員会」との連携・協力を図る。

#### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- (1) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の安全確保や心のケアを第一に支援を行う。
- (2) 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的な対応を行う。速やかに事実確認を行い、その結果を狛江市教育委員会に報告する。
- (3) 学校は、いじめを行った児童・生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導す

るとともに、いじめを行った児童・生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定め適切な支援を行う。

- (4) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の保護者と情報を共有する。場合によっては保護者会を開催する。
- (5) 学校は、狛江市教育委員会や関係機関との連携を図り客観的な視点から指導・助言を受ける。
- (6) 学校は、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (7) 学校は、全ての教職員がいじめ問題への対応についての共通理解をできるようにするため、年に3回以上、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

#### 4 学校におけるいじめの防止

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、人を傷付けてはいけないことを、学校は、児童・生徒が理解できるようにすることが必要である。生命尊重の精神と人権感覚を育み、いじめの未然防止と指導の充実を図るために、以下のように方策を講じる。

##### (1) いじめの防止に関する基本的な姿勢

###### ア 教職員が行うこと

- (ア) 児童・生徒の言葉を受容的・共感的に聞く姿勢をとおして信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築する。
- (イ) 「人を傷付けない」という雰囲気为学校全体に醸成できるようにする。
- (ウ) 全ての児童・生徒が「分かる」「できる」という実感に加え、児童・生徒自身で自己選択・自己決定できる授業を行う。
- (エ) 児童・生徒一人ひとりを大切にする指導の徹底を図る。
- (オ) 学校生活の中で全ての児童・生徒が活躍し、安心できる「居場所づくり」を進める。
- (カ) 児童・生徒の意見を尊重するとともに、児童・生徒が自分の意見を表明することをおして、学校づくりや学級づくりに積極的に参画できるようにする。

###### イ 児童・生徒に指導すること

- (ア) 学校生活において、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験をおして、児童・生徒一人ひとりが自己の目標に向かって他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を身に付けられるようにする。
- (イ) 他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童・生徒全員が感じとれる「きずなづくり」を進める。
- (ウ) 児童・生徒の心が通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、信頼できる集団づくりを進められるようにする。

(エ) 児童・生徒同士の合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成できるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止を図るため、以下のように方策を講じる。

ア 人権教育をより一層推進する。

イ 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

ウ 道徳科等において「いじめに関する授業」を年3回以上必ず実施し、いじめの問題を自分のこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめは行ってはならないことを自覚できるようにする。

エ 集団の一員としての自覚と自信を育むことができるよう体験活動の充実を図る。

オ 学級活動・児童会・生徒会等の特別活動においていじめの防止に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。

カ 教職員の指導力・資質の向上のための校内研修を充実する。

キ 保護者・地域にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見を図るため、以下のように方策を講じる。

ア いじめの行われる場所やその態様を考慮し、児童・生徒のわずかな変化に気付くため日常の生活状態を観察する力を養う。

イ 教職員をはじめ、児童・生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。

ウ 調査・観察等によるアセスメントやいじめに関するアンケート調査、定期的な面談、聞き取り等を基にいじめの早期発見に努める。

エ 児童・生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる児童・生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。

オ 児童・生徒が相談しやすく、また教職員が一人で抱え込むことのない教育相談体制を確立し、周知する。

カ 「SOS の出し方に関する教育」\*1を推進し、児童・生徒が適切な援助希求を発信しやすい体制づくりを行うとともに、教職員が児童・生徒の援助希求を受け止める研修を実施する。

(4) いじめの早期対応

ア いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒の人間関係に関する悩み等含む）があった場合や学校の教職員がいじめを発見した場合、また児童・生徒や保護者等から相談を受けた場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」等に対し、当該いじめに係る情報を報告し、情報の迅速な共有化を図る。

イ いじめ問題の対応経過については、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのよ

うに対応したか」等が明確になるように記録するとともに、各学校において適切に管理する。

(5) ネットいじめへの対応

インターネットを通して行われるいじめの防止に向けた対策を推進する。

ア インターネットを通じて行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び警察等の関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。

イ 児童・生徒に対するデジタル・シチズンシップ教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。特に SNS\*<sup>2</sup>において、文字等を中心としたコミュニケーションは、勘違いや間違っただけの思い込みをきっかけにトラブルに発展することもあることから、対話でのコミュニケーションと同様にあらゆる教育活動をとおして啓発、指導する。

(6) 家庭や地域、関係機関と連携した相談体制

いじめを受けた児童・生徒の安全確保や不安解消はもとより、いじめを行った児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察に加え、必要に応じて「観衆」や「傍観者」となっている児童・生徒についても、家庭や地域、関係機関と連携した相談体制を確立する。

ア 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるよう、「学校いじめ対策委員会」を中心とした相談体制を整えておく。

イ 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校便り、道徳授業地区公開講座等で積極的に伝える。

5 いじめに対する措置

いじめの解消に係る判断については、以下の内容を規準とする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

※ いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の目安を設定する。）

(2) いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 留意事項

下記に該当する児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員

が個々の児童・生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- (2) 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (4) 災害等の影響を受けた児童・生徒（以下「被災児童・生徒」という。）については、「被災児童・生徒」が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、「被災児童・生徒」に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (5) 令和7年度から校長及び副校長においては、小・中学校間の連携を強化し、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図るため、中学校区を中心としたコミュニティ・スクールの「ゾーン」ごとに、兼務発令をしていることを踏まえ、特に配慮が必要な児童・生徒を含め、全ての児童・生徒について各ゾーンにおいて、適切な引き継ぎを行う。

#### 第4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文科科学省）」により、適切に対処する。

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

なお、児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときについても、申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいええない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして調査・報告に当たる。

- 1 学校は、重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。

- 2 狛江市教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、「学校いじめ対策委員会」等において、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の主体については、個別の重大事態の状況に応じて、狛江市教育委員会が判断する。
- 3 狛江市教育委員会は、学校が調査を行うときは、「いじめ問題対策委員会」を開催するなどして、必要な指導・助言又は支援を行う。
- 4 狛江市長は、必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態についての再調査等を依頼することができる。
- 5 狛江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を調査の実施前及び実施後に適切に提供する。

## 第5 評価

狛江市教育委員会は、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容が適切であり、実効性があるか、定期的にヒアリング等を行い評価する。

- \* 1 「SOS の出し方に関する教育」：「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育（「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」から引用 平成 30 年 2 月 東京都教育委員会）
  
- \* 2 SNS : Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。  
（総務省『国民のためのサイバーセキュリティサイト』  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/kokumin/glossary/en/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/glossary/en/))

令和8年2月2日

狛江市教育委員会 様

狛江市いじめ問題対策委員会

委員長 辻 勘助

狛江市いじめ防止基本方針の改定について（答申）

令和7年10月16日付け狛教教指発第000750号により諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申いたします。

議案第 14 号

狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の改正に伴い策定する狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について、承認を求める。

狛江市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年 月

狛江市教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨・現状	2
2	新たな目標	3
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

狛江市教育委員会では「学校の働き方改革プラン\*」を策定し、学校の働き方改革の不断の改革を推進しております。

学校では、複雑化・多様化する課題への対応に加え、子どもたちの学習を支えるため、「主体的・対話的で深い学び」の実装や多様な個性や特性のある背景を有する子どもたちの学びを確かなものにする事が求められています。

こうした課題へ向き合うために、教育職員は、専門性や資質・能力を向上させるとともに、学校や地域の一員として、協働や連携を図ることが必要不可欠であり、それを支える仕組みづくりも重要な課題となっています。

本務である日々の学習指導や生活指導に加えて、保護者対応や事務分担など教育職員の仕事は多岐にわたり、長時間労働の改善や負担感の解消、メンタルヘルスをはじめとする健康への配慮など、教育委員会として、教育職員の働き方の実態を把握・分析した上で、教育職員が誇りややりがいを持ち、その専門性を発揮できる職場環境を整えていく責務があります。

狛江市教育委員会では、学校に求められる役割への期待や文部科学省及び東京都教育委員会の動向等を踏まえ、平成30年2月に「学校の働き方改革プラン\*」を策定し、令和3年3月、令和6年3月に改定しました。また令和7年3月に策定の「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)」に示しました、基本方針3「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」の施策(3)「学校の力の向上・働き方改革の推進」において、教育職員が心身共に健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていきます。

さらに「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より完全実施されることを踏まえ、ここに教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定にいたしました。

学校の働き方改革を進めるためには、保護者や地域社会にも理解していただく必要があります。本計画を進めるにあたり、保護者・地域社会の理解を図るため、狛江市教育委員会は、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努めます。

※ 教育職員とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に定義されているとおりであり、狛江市においては、狛江市立小学校及び中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭、講師となります。

\* 「学校の働き方改革プラン」(平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定)

<b>目的</b> 次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。
--

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校の働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」という）を改定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32 時間 25 分	22.2%	1.0%
中学校	月 36 時間 03 分	29.4%	2.2%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校では 22.2%、中学校では 29.4%であり、解消には至っていません。校務 DX 化を図り、教育職員が効率的な校務処理を実現することにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、令和7年度は、「学校働き方改革プランのポイント解説資料」を作成し、同プランに基づく取組として、完全閉庁時間を設ける取組などを進めております。
- 令和8年度以降は、上記の実情を踏まえたうえで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画的に推進します。

## 2 新たな目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

【令和6年度 75.5%】

\* 「学校の働き方改革プラン」（平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定）

<b>目標</b>	令和8年度までに、1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。
-----------	---

- 「学校の働き方改革プラン」（令和6年3月改定）における目標は、「1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。」となっております。今後は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」にある「1 箇月時間外在校等時間」が指標となるため、100%の教育職員が 45 時間を超えることがないということで、目標を設定しました。

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。  
〈年度における努力目標〉  
小学校：令和8年度30時間 令和9年度30時間 令和10年度30時間  
中学校：令和8年度35時間 令和9年度35時間 令和10年度30時間  
【令和6年度 小学校：32時間25分 中学校：36時間03分】
- (2) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標
  - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。  
【令和6年度14.26日】
  - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。  
【令和6年度11.4%】
  - ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応
  - ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- 「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

##### (ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。

##### (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて周知・啓発します。

##### (ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、現在徴収システムを運用しており、保護者連絡

ツール導入を合わせて徴収金システムを導入します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 全小中学校において、関係者連絡ツールを活用し、地域コーディネーター等の連絡調整を円滑にすすめます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和11年度中未までに、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 教育委員会の調査の実施内容や実施時期、活用状況等の実施状況を整理し、学校への依頼の統合を検討し、共同事務室と連携してすすめていきます。
- ・ 校務支援システムの保有するデータ等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ 回答者は事務職員が主導することを原則とします。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・ 学校のウェブサイトの更新については、原則ICT支援員が更新できるようにします。

(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ ICT支援員の活用促進に向け、ICT支援員の増配を進めます。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールについて、他の公共施設や民間委託も含め、施設・設備の管理に伴う業務を軽減していきます。

(オ) 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ シルバー人材の活用に加え、校舎・体育館への施錠については、スマートロックを導入します。

(カ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(キ) 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 外部委託事業者やシルバー人材を活用します。

(ク) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 「部活動の地域展開に関する基本方針」に沿い、部活動指導員の拡充や合同部活動の促進、地域での活動（ゆるサークル）の促進を行います。また、平日の部活動については、活動日・活動時間の適正化を図ります。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 教材作成等の業務を担う外部人材（スクール・サポート・スタッフ）や、副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材（エデュケーション・アシスタント）を活用します。
- ・ 統合型校務支援システムやデジタル採点ツール、生成 AI ツール等を導入し、活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(ウ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 保護者や地域コーディネーター、地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(エ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を年3回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、学校と家庭をつなぐ支援員を活用するとともに、警察や児童相談所等の関係機関と協力・連携をとり、対応していく。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ デジタル採点ツールや生成 AI ツールの活用、統合型校務支援システムの導入により、「GIGA スクール構想の基での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を行い、効

率化の進捗状況を把握します。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置しています。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉、健全な職場環境を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えており、疲労の蓄積が認められる教育職員に対し、産業医等の医師による面接指導を実施します。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ・ ハラスメント防止等も含め、心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会教育部内に設置し、東京都の相談窓口等の情報を提供して、相談できるようにします。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を長期休業中を中心に連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和9年度までに、学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に合計10日間の一斉閉校期間を設定します。
- ・ 時差勤務やテレワークの実施について、継続できるようにすすめていきます。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から産業医の面接を受けられるようにします。
- 年次有給休暇日数の情報を把握するため、共同事務室が中心となって取得数を把握し、学校管理職が目標達成のための働きかけをできるように提示します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行います。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携して総合教育会議で報告する等、保護者や地域の方々に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

[参考]

## 学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。  
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の他に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校がテーマ場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務が負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

議案第 15 号

学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月9日

提出者 狛江市教育委員会  
 教育長 柏原 聖子

提案理由

学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果を報告するとともに、学校における水泳指導等のあり方について、今後の方向性（案）の承認を求める。

## 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）

令和8年2月  
狛江市教育委員会

## 1 はじめに

現在、小中学校に設置している屋外プールを使用した水泳指導においては、猛暑に伴う熱中症や紫外線による疾患等の健康リスクに加え、プール自体の維持管理費用や教職員の過度な負担等、様々な課題が顕在化しているところであり、教育委員会では、令和6年度より効果的な対応策の一つとして、民間の屋内プールを活用した「学校プール民間施設等活用試行実施事業」を行っているところである。

また、本市として整備予定の（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールについては、一般開放に加え、小中学校の授業等での利用も想定して計画が進められている。

本資料は、これまでの試行実施を検証するとともに、予定している施設整備等を踏まえ、学校における水泳指導等のあり方について、今後の方向性を示すものである。

## 2 学習指導要領における水泳指導の位置づけ

水泳はバランスの取れた全身運動であり、義務教育課程において基本的な水泳技能を習得することは、児童・生徒の身体的な発達を促す教育的な効果が期待される。この点、文部科学省の示す小学校学習指導要領解説（体育編）及び中学校学習指導要領解説（保健体育編）では、発達の段階に応じた水泳指導の目標を定めている。具体的には、小学校では、低学年で「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」、中学年で「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」、高学年で「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」とし、幅広い水泳に関する動きの学習を行うこととしている。また、中学校では、第1学年及び第2学年で、「クロール」、「平泳ぎ」、「背泳ぎ」及び「バタフライ」を示すとともに、第3学年で、それらに加えて、これまで身に付けた泳法を活用して行う「複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること」を示している。

## 3 学校プール民間施設等活用試行実施の検証結果

## (1) 試行実施の目的

民間の屋内温水プール等の活用を試行実施し、①熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性、②指導上の利点と課題（専門性や授業時数等）、③水道代や修繕費用等の維持管理費低減の効果等の観点から、効果的な水泳指導に関する有用性等について検証し、今後の取組につなげる。

## (2) 試行実施状況

## ①実施場所

株式会社イトマンスイミングスクール多摩校  
神奈川県川崎市多摩区西生田2-14-7

②対象児童

令和6年度：狛江第一小学校（5・6年生）、和泉小学校（全学年）

令和7年度：市立小学校・全6校（5・6年生）

③水泳指導回数

各学年5回/年

④実施期間

令和6年度：令和6年5月～令和7年10月

令和7年度：令和7年5月～令和8年3月（予定）

■令和7年度スケジュール（⑤：5年生、⑥：6年生）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一 小		⑤ ⑥										
三 小						⑤ ⑥		⑤				
五 小						⑥				⑤		
六 小									⑥		⑤	
和泉小							⑤ ⑥					
緑野小			⑥						⑤			

⑤水泳指導時間

60分/回

※移動、着替え等準備、片付けに要する時間は水泳指導時間に含めない。

(3) 検証の方法

施行実施事業に参加した小学校に対して、以下のとおり意見聴取を行った。

令和6年度：実施校及び小学校校長会からの意見

令和7年度：全6校に対するアンケート調査

実施期間：令和7年12月～令和8年1月

- 質問内容：
- ・事業の成果や効果
  - ・事業の課題や問題点
  - ・児童からの感想や意見
  - ・保護者からの感想や意見
  - ・民間施設の施設・設備面で良かったことや改善してほしいこと
  - ・学校で配慮したことや工夫したこと
  - ・その他の意見等

#### (4) 実施の効果

##### ①熱中症や紫外線による健康リスク対策

実施場所が屋内プールゆえに、熱中症や紫外線による健康リスクを軽減できた。

#### 【アンケート等の意見より】

- ・昨今の気温上昇により、水温が著しく上がり、水泳指導を行う適切な条件が整わないため、やむなく指導を中止する日もあったが、決まった日程どおり確実に水泳授業を行うことができた。
- ・紫外線等による健康へのリスクに対する懸念もなくなった。

##### ②指導上の利点と課題

###### ②-1 水泳指導の質

教職員の視点からは、個々の泳力に沿った専門性の高い指導ができることによる効果に加え、安全性もより高く担保できることが指摘されており、水泳指導の質が向上していると言える。特に泳力の求められる高学年においては、専門的な指導を受けることで成果が上がっているとの声が寄せられている。

他方で、個別に支援を要する児童についての情報が事前に十分共有されないことに起因して、特に配慮の必要な児童への指導については、課題が確認された。

また、評価の側面では、指導者と評価者が一致しないことに伴い、思考・判断・表現及び主体的に学習に取り組む態度の側面について評価することが難しいとの意見があった。

#### 【アンケート等の意見より】

- ・課題別グループに分かれていたことで、子どもたちの課題に応じた指導が行われた。
- ・活動時間が十分に確保されていたため、子どもたちの泳力の向上につながった。
- ・学校での指導より指導者の人数が充実しており、個に応じた指導をしていただけた。
- ・指導のポイントが段階に応じて具体的であったため、児童も主体的に練習に取り組んでいた。
- ・教員にとっても、水泳指導のとてもよい勉強になり、特に泳力の低いコースでの指導は、低学年や苦手な児童への指導の手立てのヒントとなるところが非常に多かった。
- ・指導者数が増えたことで、指導上の安全面でのリスクが軽減され運動量が増えた。
- ・短期間で集中的かつ、児童の泳力に合わせた少人数での専門性の高い指導により、泳力向上につながった。
- ・特に高学年においては、専門的な指導を受けることで成果が上がっている。
- ・入水の時間が長いため、運動時間を多く確保できた。
- ・学習途中で級の移動があるので、児童のやる気に繋がっていた。
- ・昨年度は顔を水につけることができなかった児童が、顔をつけて10m程度バタ足で泳げるようになった。
- ・クロールの息継ぎがきれいなフォームで行うことができる児童が増えた。
- ・指導される方に、こちらの配慮の必要な児童の情報をお伝えしきれなかった。
- ・評価について、思考判断表現面は見るのが難しい。

## ②-2 移動時間等に伴う教育課程への影響

移動時間（約 20 分～30 分）がかかることに伴い、授業の時間が削られる（1 回あたり 1 時間程度）ことや、体育以外の必要な授業時数を確保できない懸念があること等が確認できた。

### 【アンケート等の意見より】

- ・移動時間が長い。授業の時間が削られてしまう。
- ・5 回同じ曜日だったので、同じ教科がつぶれてしまった。

## ②-3 教職員負担の軽減

水質管理等に伴う事務負担の軽減に加え、屋内プールゆえに実施時期や天候に左右されず予定通りに水泳指導が行えることに伴い、時間割の作成等、負担となっていた業務が軽減されていることが確認できた。

### 【アンケート等の意見より】

- ・児童の活動を講師とともに評価することで、技能と資質の両面から客観的かつ合理的な評価ができた。
- ・高学年が外部委託での水泳指導となったため、1～4 年生の水泳指導の時間割編成が容易となった。
- ・水泳指導が天候に左右されることがなくなり、時間割の変更と組み直しが解消され、時間割作成が容易になり、教務に要する事務時間の削減が図られた。
- ・指導期間の水質の維持・管理がなくなったことで、水質と学年に応じた水位の安全が確保され、教員の負担が軽減された。

## ③コストの低減（水道代や修繕費用等の維持管理費低減）

プールに関わる維持管理費については、光熱水費、委託料（清掃、プール浄化装置保守点検、水質検査）、修繕料等がある。

まず、令和 6 年度に全学年で実施した和泉小学校の学校プールの光熱水費の水道代は、115,011 円であった（この水道代は次年度に学校プールを再度利用するために必要な維持管理として行う清掃委託等を実施しているため発生したもの）。民間委託を実施していない令和 5 年度と光熱水費を比較した場合、約 46 万円の費用が削減できた（令和 5 年度の和泉小学校の水道代が 575,444 円）。

また、修繕費及び清掃等の委託料については、過去 3 年間の平均で 1 校あたり修繕費が約 11 万円、清掃等の委託料が約 21 万円となる。

令和 5 年度に要した水道代に加え、これらの修繕費及び清掃等の委託料は、今後完全に学校プールを廃止した場合には不要となる費用であり、これらを合算すると、1 校あたりの削減効果は、年間約 90 万円（水道代〈※参考：和泉小学校〉約 58 万円＋修繕費約 11 万円＋清掃等の委託料約 21 万円）となる（小学校 6 校では約 540 万円）。

これらの年間のランニングコストに加え、学校プールの老朽化対応の工事等の委託料が約 1,000 万円発生している年度もあり、今後老朽化等により修繕費や工事等の委託料の費用が増えることも想定される。

一方、民間施設を活用した学校プール民間施設等活用試行実施事業の令和7年度の予算額は約1,685万円（全小学校5・6年生）となっている。この点、教職員のマンパワー等の資源を除き、単純に経費支出だけを見れば、学校プールの維持管理費用の削減効果よりも多くの費用負担が発生している（なお、全学年に対象者を拡大する場合は、さらに費用が発生することとなる）。

#### ■小学校の学校プール関係費用

（単位：円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	全体	1校あたり	全体	1校あたり	全体	1校あたり
光熱水費	2,134,806	—	2,972,436	—	1,719,914	—
修繕費	931,601	155,267	801,340	133,557	260,500	43,417
委託料 （清掃等）	1,216,600	202,767	1,216,600	202,767	1,312,850	218,808
小計	4,283,007	—	4,990,376	—	3,293,264	—
委託料 （工事等）	9,800,000	1,633,333	0	0	0	0
支出合計	14,083,007	—	4,990,376	—	3,293,264	—

※「1校あたり」は、全体を学校数（小学校6）で除した金額（小数点以下四捨五入）

※光熱水費は、プール単独の金額を算出できない学校があるため、1校あたりを「—」表記

#### ④総括

民間施設の屋内プールを活用し、水泳指導を委託する事業を実施することにより、熱中症や紫外線による健康リスクを軽減できること、個々の泳力に沿った専門性の高い指導ができることに加え、安全性もより高く担保できること、また水質管理等に伴う事務負担の軽減のほか、実施時期や天候に左右されず予定通りに水泳指導が行えることで、時間割の作成等、教職員の負担が軽減されていること等、一定の効果が確認できた。一方、単純に3年間の経費支出だけを見れば、10校全てで屋外プールを維持管理するための年間の平均費用に比べ、民間委託の費用の方が上回っている状況である。

しかし、気候変動に伴う猛暑の状況を考えれば、屋外型のプールで水泳指導を維持する場合の健康上のリスクは看過できず、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要がある。また、屋内型のプールを学校ごとに再整備することも財政負担（※）を考えれば現実的とは言えない。

そこで、今回の費用面も含めた検証結果を踏まえれば、民間施設の活用だけでなく、他の公共施設を複数校で利用する方法を検討する必要がある。

なお、移動時間等に伴う教育課程への影響は、公共施設・民間施設のいずれを活用する場合でも今後解消する必要がある課題である。また、指導の担い手が教職員以外となる場合は、個別支援の必要な児童に関する情報連携や評価の難しさ等の課題を解消する必要があると言える。

※ 財政負担に関して、他自治体の試算結果によれば、自校に屋外プールを整備した場合、建設費が約2億3,000万円～2億5,000万円、維持管理費が約1億800万円～1億8,600万円、修繕費等が約5,000万円～7,700万円、総額で約3億8,800万円～5億1,300万円が必要となる。これを耐用年数を仮に60年とした場合、年間1校あたり約647万円～855万円の費用負担が必要となる。

また、健康上のリスクを勘案し、自校に屋内プール（通年、市民利用を含む）を整備した場合は、建設費が約4億6,000万円～5億3,500万円、維持管理費が約39億6,300万円～42億円、修繕費等が約1億円～3億8,600万円、総額で約45億2,300万円～51億2,100万円が必要となり、これを耐用年数を仮に60年とした場合、年間1校あたり約7,538万円～8,535万円の費用負担が必要となる。

健康上のリスクを勘案すれば今後、自校に屋外プールを新たに整備することは考えにくい、自校に屋内プールを整備することは財政負担の課題が極めて大きいと言える。

#### 4 （仮称）西和泉スポーツ施設の概要

令和13年度には旧狛江第四小学校の跡地に（仮称）西和泉スポーツ施設を整備する予定であり、施設内の室内温水プールを小中学校の水泳授業で利用することを想定して計画を進めている。

##### 【「旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針」（令和6年3月狛江市策定）】

「学校プールは屋外プールであることから夏季の猛暑など気象の影響によって計画的な水泳授業の実施が困難になっていることや、利用日数に関わらず一定の維持管理費や改修費が発生していることから、今後の学校プールの在り方等を整理した上で、学校利用も可能とすることも検討します。」

##### 【「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画」（令和7年3月狛江市策定）】

#### 9) 温水プール

- ・プールは、室内温水プールとし、水泳用、幼児用（100㎡程度）、ジャグジーの3つのプールを導入します。一般開放のほか、高齢者の健康増進教室、児童・生徒の水泳教室などの事業実施を想定します。
- ・水泳用プールは、プール室の想定面積と効率性から25mの短水路とし、レーン数は7レーンを基本とします。
- ・水泳用プールは、公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）に規定する国内プールを基本とし、公認大会に対応したスタート台を設置できる仕様とします。
- ・小中学校の授業での利用を想定し、体操スペースや水深調整台を置くスペースを十分に確保します。
- ・水泳用プールの水深は、水深調整台等を活用し、全ての利用者が安全に利用できる水深を確保します。
- ・水泳用プールは、バリアフリーに配慮し、入水用スロープを設置します。
- ・子どもの水泳教室などを見学できるよう見学スペースを設置します。
- ・更衣室（シャワー含む）、器具庫、監視室（医務室を含む）、採暖室を設置します。
- ・床材は、子どもから高齢者までの利用を想定し、防滑性能に優れた製品を検討します。
- ・プール室は湿気がこもらないように適切な空調・換気設備を備えるとともに、プールの湿気が体育館側へ流入しないよう、施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とします。

## 5 今後の方向性について

本市は、多摩川や野川といった自然環境に恵まれた地域である一方、約50年前（昭和49年）の台風第16号の影響による多摩川堤防決壊があり、令和元年東日本台風（台風第19号）により発生した浸水被害があったことも記憶に新しい。これらを踏まえれば、水辺に親しむだけでなく、水難事故防止等、安全教育の一環としても、水泳授業を実施することは必要だと考えられる。

また、民間委託を行う中で、「3 学校プール民間施設等活用試行実施の検証結果」のとおり、屋内プールの利点（健康上のリスクの軽減）や外部の専門的な指導者活用の利点（水泳指導の質の向上、教職員の負担軽減）が確認できた。他方、民間施設を利用する場合、現在の費用面の課題に加え、今後の委託費用の高騰や撤退等も含めて持続可能性には少なからず懸念もあることから、そのリスク回避を検討する必要がある。

以上を踏まえて、教育委員会では、現状の課題に対する対策を行いつつ、学習指導要領に則り、小中学校における水泳指導等を今後も継続することを基本とした上で、今後の方向性について以下の通り整理する。

- ① （仮称）西和泉スポーツ施設が整備されるまでの間は、健康上のリスクや、移動を伴う形での水泳指導に徐々に適応する観点や教職員の負担軽減も踏まえて、「学校プール民間施設等活用事業」として、現在の取組を継続する。
- ② 将来的には、小中学校の水泳指導等については、「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画」に示されたとおり、（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールの共同利用を実施する。
- ③ 指導体制については、外部指導者等による指導の専門性の高さと、教職員による日常と連続性のある指導のそれぞれの教育的効果や、教職員の負担軽減のバランスを鑑みながら、学習指導要領に定められた水泳指導の目標に応じて、より効果的な体制を今後も引き続き検討する。
- ④ 小中学校に設置されている屋外プールの取扱いについては、他の代替機会の確保がされる場合においては、学校の大規模改修や改築等の施設整備に合わせて、市長部局と連携しながら、廃止も視野に入れて慎重に検討する。

上記の方向性については、令和8年度に策定する第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランに明記するとともに、関連する計画や文書（次期狛江市公共施設整備計画、次期狛江市教育振興基本計画、魅力ある学校づくりの推進連絡協議会における論点整理等）にも必要に応じて反映させ、計画的に検討を進める。

議案第 16 号

狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）について、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会での議論を経て改定案を作成したため、承認を求める。

## 狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）

狛江市教育委員会

## 1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化芸術、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術、科学等に継続して親しむことができる機会を確保し、多様な学びの場である部活動等を持続可能な環境として地域で整え、生徒の健全な育成を図るものである。

## 2 部活動の留意点

部活動等は、学校教育の一環であり、学校教育との関連を図りながら、活動への参加に関して生徒・教職員に過度の負担とならないように十分に配慮する。

## 3 これからの部活動の考え方

- (1) 学校における部活動等は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化芸術、科学等の振興を支えてきた。
- (2) 体力や技能・技術の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員または地域関係者等との人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感を高める等、教育的意義が大きく、生徒指導の観点から見ても重要な役割を担ってきたものである。
- (3) 他方で、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」において、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから、学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである旨が明記されている。
- (4) 少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題も増え、部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、狛江市においては存続の危機にある。今後、生徒の活動機会を確保するためには、1学校が単独で運営する部活動に限らず、合同部活動や地域での多様な活動機会の確保等、学校と地域が連携していく必要がある。
- (5) 将来においても、狛江市の生徒が各自のニーズに合ったスポーツ・文化芸術・科学等の活動を行うことができ、生涯にわたってスポーツ・文化芸術・科学等に親しむ基盤として、部活動等を持続可能なものとするためには、部活動の在り方を学校と地域が共通理解したうえで、課題を共有し解決していく必要がある。
- (6) 部活動において、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えず、生徒指導提要に記載のある、下記のような指導を行うことがないように十分留意する。この点、教員に限らず、部活動指導に関わる全ての指導者（外部指導員を含む）が遵守すること。
  - 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
  - 生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。

- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に生徒の面前で叱責する等、生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しない等、適切なフォローを行わない。

#### 4 指導体制等について

- (1) 顧問を複数置くことができる。
- (2) 管理顧問を置くことができる。なお、管理顧問は、技術指導のできない場合に配置する他、事情により日々の技術指導ではなく、大会参加の支援を行う等の顧問の補助を行う役割を果たす場合等に配置することが想定されている。特に部活動指導員が主となる顧問を担う場合においては、主となる顧問を支える教員として管理顧問を置くことが望ましい（狛江市立中学校部活動指導等に関する実施要綱第2・3条）。
- (3) 外部指導員を置くことができる（狛江市立中学校部活動指導等に関する実施要綱第4条）。
- (4) 外部指導員は、顧問を担うことができる部活動指導員と、技術指導員とに分けられる（狛江市立中学校部活動指導等に関する実施要綱第4条第3項）。
- (5) 顧問・管理顧問・部活動指導員は、校長の学校経営方針に則り、部活動の管理・運営・引率等を行う。

#### 5 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の休養日については、同一週内の平日のうち少なくとも2日を休養日とすることを原則とする。また、週休日については、原則として少なくとも1日以上を休養日とし、祝日は原則休養日とする。また、特に平日は委員会活動等に参加する時間を確保できるよう、委員会活動等のある日は休養日にする等の配慮が必要である。なお、東京都中学校体育連盟主催の大会、あるいはそれに準ずる大会やコンクールが開催される場合等で集中的に活動時間を確保することが必要であると校長が認める場合は、休養日を他の日・週に振り替える等により、校長の裁量のもと、柔軟な運用を可能とする。その場合においても、生徒に過度の負担とならないように活動時間等への配慮が必要である。
- (2) 1日の活動時間は平日では1時間30分程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業日中は、学期中の週休日の設定に準じ、1日の活動時間は3時間程を目安とする。また、活動日は原則平日のみとし、同一週内の平日のうち少なくとも1日を休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 原則として、定期試験1週間前及び定期試験当日、学校閉庁日は活動を行わない。
- (5) 原則として、部活動の最終活動時間を17時30分とし、生徒の健康・安全に十分配慮する。
- (6) 活動場所の確保や生徒の健康・安全に配慮する観点から、朝練習を行う場合は7時30分以降とし、家庭・地域の状況に十分配慮し、教育課程に支障がないようにする。ただし、夏季休業時など生徒の健康確保の観点から、日中の練習を行うことに代替して、朝練習を行うことが効率的・効果的と考えられる場合は、開始時間はこの限りではない。

## 6 大会引率等について

- (1) 引率者は、各大会の要項に則り、安全管理・安全指導を行い、生徒を引率する。また、大会の要項において、保護者の引率を可能とする競技については、保護者の理解を得て、協力を得るようにする。
- (2) 大会要項の趣旨を十分に理解の上、健康・安全に配慮する。
- (3) 練習試合においては保護者の理解を得て、過度な交通費等の経済的な負担が掛からないようにする。

## 7 学校の部活動に係る活動方針

- (1) 校長は狛江市部活動ガイドラインに基づき、各部活動の休養日、活動時間等を定めた「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、教職員だけでなく保護者会や学校運営協議会等を活用し、生徒に加え、保護者・地域に広く共有する。
- (2) 教員等の部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の指導方針・指導計画を作成し、保護者会や学校運営協議会等を活用し、生徒に加え、保護者・地域に広く共有し、必要に応じて保護者・地域の協力を得る等、関係機関との連携を図る。
- (3) 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を定められた期日までに、狛江市教育委員会に提出する。

## 8 外部指導員の研修について

- (1) 教育委員会及び校長は、部活動指導員に任用時及び定期的に不適切な指導やスポーツハラスメント等に関する研修を行う。
- (2) 教育委員会及び校長は、必要に応じて顧問教員及び外部指導員に適宜、適切に研修を行う。

議案第 17 号

狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 9 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市合同部活動運営マニュアルについて、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会での議論を経て案を作成したため、承認を求める。

## 狛江市合同部活動 運営マニュアル（案）

狛江市教育委員会

### 1. 合同部活動を行うことで得られた成果

これまで狛江市立中学校では、合同部活動の取組を進めており、令和7年度時点で活動を行う野球とサッカーについて、主に以下のような成果が得られた<sup>1</sup>。

#### 【生徒にとっての成果】

- ・ 生徒は他校の生徒と触れ合う機会の確保（また、小学校で既に合同で行っている競技の場合は、学校外の関係性の継続を確保）
- ・ 自身の適性にあったチーム内での役割発揮（人数が限定される場合は適性に合わないポジションを担わざるを得ない例もあった）
- ・ 大会参加機会や上位大会への挑戦機会の獲得
- ・ 自校以外の指導者と触れ合う機会の確保

#### 【教職員にとっての成果】

- ・ 顧問業務、特に大会参加に伴う業務を複数の顧問で分担可能（特に休日出勤を避けられる）
- ・ 突発的な学校でのトラブル等の対応の際、他顧問により部活動を運営可能
- ・ 拠点校でない場合は平日の部活動指導の負担が軽減可能

### 2. 合同部活動を行ううえでの基本原則

#### 【はじめに】

- ・ 本基本原則の考え方としては、あくまで原則のため、原則にそぐわない事態が発生した場合等は学校長の責任のもと、学校において柔軟に判断する必要がある。また、判断に際しては、関係する学校の顧問間の調整だけではなく、参加する生徒の意見表明の機会を十分確保すること。
- ・ 合同部活動は部活動の一形態であり、ここに定めのない事項は狛江市部活動ガイドラインに即した運用を行う。

以下の項目ごとに原則を示す。

#### 【運営形態】

- ・ 基本的には、（平日も活動を共にする）拠点校方式を採用する。
- ・ ただし、休日のみの活動や一部平日の活動の方が望ましい場合は合同チーム方式も認

---

<sup>1</sup>令和7年7～8月に狛江市立中学校4校の部活動の顧問にヒアリング調査を実施。

めるが、大会参加に際して引率や参加要件等が拠点校方式と異なる可能性がある点に留意すること。

#### 【対象校・活動拠点】

- ・ ニーズのある学校が2つ以上（必ずしも4校参加を必要としない）あれば、合同部活動として実施できる。
- ・ 活動拠点となる学校は4月末時点で参加人数（1～3年の合計）の最も多い学校を原則とする。ただし、前年度から継続して合同部活動を実施する場合は、前年度の実績を踏まえ活動拠点を決定する。また、校庭や体育館の施設設備・備品の状況、空き状況を踏まえ、効果的な運営が難しい場合は、学校間で調整を行う。

#### 【拠点校への移動】

- ・ ヘルメットを着用した場合、自転車移動を可能とする。その際、学校から帰宅後、（必要に応じ部活動に必要なユニフォーム等に替えて）活動場所に向かうこととする。ただし、在籍する学校から自宅までの距離が片道30分以上かかる等の特別な事情がある場合で、かつ、学校長が認める場合において、合同部活動の活動日については、通学段階で自転車を利用することも可能とする。
- ・ なお、移動に際して顧問の引率は不要であり、移動にかかる経費がある場合は保護者負担とし、移動中のトラブル・事故等に関しては保護者が一義的に責任を負う。

#### 【活動日】

- ・ 拠点校方式を原則とするため、休日だけでなく、平日や長期休業時も合同部活動を行うこととする。
- ・ ただし、各学校の教育課程（行事を含む）が異なることも踏まえ、練習計画等の作成や予定管理を行う際は、学校間で十分に情報共有を行うこと。そのうえで、在籍校の学校活動や行事等がやむを得ず重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。

#### 【活動時間】

- ・ 移動に伴う時間を鑑み、合同部活動の開始時間は水曜日を除いて16時30分以降とし、合同部活動に限って、活動終了時間を17時50分とする。（狛江市部活動ガイドラインのとおり、単独で行う部活動は活動終了時間を17時30分とする。）
- ・ 水曜日の活動開始時間は16時とし、活動終了時間を17時30分とする。

#### 【顧問の役割】

- ・ 活動拠点となる学校の顧問について、中心的な役割を担う代表顧問とする。
- ・ それ以外の参加学校には、部員数に応じて、各学校間の連絡調整や公益財団法人日本中

学校体育連盟の登録・研修参加を担う担当（事務顧問）を設けるか、事務顧問の業務に加え大会参加時等の人手が必要な場合において協力を行う顧問（管理顧問）を設けるか、各部活動ごとに協議のうえ決定する。

- ・ なお、中心的な役割を担う代表顧問も含め、部活動指導員等の外部人材を活用することも検討されたい。
- ・ **指導方針については原則代表顧問が決定**することとする。生徒が指導方針に従わず、部活動の運営に支障がある場合は、代表顧問から所属校の校長を経由して、在籍校の学校長に連絡のうえ、生徒の活動参加を中止することができる。

#### 【保護者理解】

- ・ 中学生の保護者に対して、各学校は部活動の基本方針の概要版を用い、**どの部活動もニーズに応じて合同部活動になる可能性がある点を年1回以上は口頭で共有**すること。また、小学校は小学校高学年の保護者にも年1回は口頭で共有すること。
- ・ そのうえで、**合同部活動の検討を行う必要がある見込みが立つ部活動については前年度の10月頃の見学会や10月以降の保護者会等において必ず検討状況について情報共有を行う**。
- ・ また、合同部活動に参加する保護者に対しては、連絡体制やユニフォーム、大会参加、部費等について各部活動の代表顧問から丁寧に説明を行えるよう、部活動保護者会を合同で行うことが望ましい。

#### 【大会参加】

- ・ 大会参加は運営参加の原則のとおり、**拠点校方式で行うこと**とする。
- ・ なお、合同チーム方式で参加希望がある部活動の場合、代表顧問（動指導員は不可）の引率が可能だが、部活動指導員のみで構成する場合は引率に課題がある点に留意すること。
- ・ また、個人競技の大会参加資格は在籍校の登録・引率が必要だが保護者が可能なものもあるため、公益財団法人日本中学校体育連盟の規定を確認し、計画的に保護者や学校管理職と相談すること。

#### 【連絡体制】

- ・ 通常時の連絡体制として Forms 等を利用し、出欠（遅刻含む）の連絡を管理できる体制を整える。また、顧問から保護者への諸連絡については、在籍する学校別ではなく、部活動単位で連絡することが望ましい。
- ・ なお、保護者が利用する連絡ツールの種類は少ない方が望ましいが、土日の大会参加等における連絡体制として Forms の利便性が低い場合は、狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー等も確認のうえ、無料アプリケーションを利用することも可能と

する。

- ・ また、緊急時の連絡体制としては、後述の安全管理の項目のとおり。

#### 【費用負担・消耗品費の支出】

- ・ 単独運営の部活動同様に、部費による運営を行う。なお、単独運営の部活動同様、各学校では部費とは別に、学校予算の中の特別活動費を用い、部活動運営に係る費用を捻出している。
- ・ この点、特に拠点となる学校では石灰や水光熱費等の按分の難しい費用の負担も少なくない可能性はあるが、各学校の経費管理の効率性等を鑑み、当面は合同部活動に特化した活動費を設定することはしない。今後、合同部活動としての活動が主流になる際には再度検討を行う。

#### 【安全管理】

- ・ 事故発生時は、部活動同様に、日本スポーツ振興センターによるスポーツ共済保険が適用される。ただし、救急搬送が必要である等の緊急時の対応については、引率する顧問が、事前に生徒から提出のあった緊急連絡先（緊急連絡先となる方の氏名、連絡先、優先順位）に基づき、対応を行う。その際、生徒の在籍校の管理職にも速やかに情報共有を行う。
- ・ また、拠点校のAEDの配置状況（土日も含めて取り出し可能か等）について、顧問は事前に確認をすること。

#### 【備品管理】

- ・ 拠点校において部活動の実施に必要な備品等の管理を行う。

#### 【ユニフォーム等の整備】

- ・ 大会参加等を考慮しユニフォームや肌着等を共通化することが望ましい場合は、新たに整備し、参加する家庭が費用負担をすることを基本とする。ただし、これまで各学校で、学校予算の中で購入し管理しているものがある場合は流用も可能とする。

#### 【内申書等への記載】

- ・ 単独運営の部活動同様に内申書等に反映すべき部分があれば反映し、単独運営の部活動と同様の扱いとする。

議案第 18 号

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月9日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市スポーツ推進計画の改定についての狛江市スポーツ推進審議会からの答申を受け、計画期間の見直しについて、承認を求める。

令和7年11月7日

狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子 様

狛江市スポーツ推進審議会  
会 長 富 永 茂 和

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて（答申）

令和7年7月23日付け狛教教社発第000238号にて狛江市教育委員会より諮問  
がありました標記の件について、審議の結果、別紙のとおり答申をいたします。

狛江市スポーツ推進審議会委員

会 長	富 永 茂 和
副会長	島 本 和 彦
委 員	須 貝 昭 彦
委 員	鈴 木 隆 広
委 員	佐 竹 弘 靖
委 員	小 松 香 織
委 員	岐 津 明
委 員	笠 井 里津子
委 員	松 葉 優
委 員	矢 野 裕 之

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

(答申)

令和7年11月

狛江市スポーツ推進審議会

## 1 審議の経過

狛江市スポーツ推進計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度となっており、計画改定が必要となっているが、今後整備を予定している（仮称）西和泉スポーツ施設の施設利用方針等のほか、国や東京都のスポーツへの取組を盛り込んだ計画策定を踏まえて、計画期間の見直しを行いたいとして、令和7年7月23日付けで、狛江市教育委員会より諮問を受けた。

この諮問に対し、本審議会では、狛江市の「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画（令和7年3月）」、改正スポーツ基本法（令和7年6月）、国の「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」及び、東京都の「東京都スポーツ推進総合計画（令和7年3月）」の内容を鑑み、（仮称）西和泉スポーツ施設整備の進捗状況や、現在の社会情勢等を踏まえ、審議をした。

## 2 考察

### I （仮称）西和泉スポーツ施設について

- （仮称）西和泉スポーツ施設については、令和13年度に施設供用開始が予定されており、基本設計・実施設計等により施設全容が整った際に、利用方針の策定が必要になると考える。
- 改定後の狛江市スポーツ推進計画には、（仮称）西和泉スポーツ施設を活用したスポーツ活動の目的や種類等について、定義することが必要であると考え。また、同施設は、人生100年時代に向けて、スポーツ・健康づくりの場として利用でき、多世代が交流する地域上の中核的な存在となることが求められている。
- 2025年（令和7年）6月に成立した改正スポーツ基本法では、スポーツの再定義が行われた。法改正では、従来の「する」「見る」「支える」に加え、「集まる」「つながる」といった「スポーツを通じたつながり・交流」の概念が新たに明記されており、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、（仮称）西和泉スポーツ施設の新たな位置付けを明記する必要性が高まったと考える。

### II 国・東京都の動向について

- 国の「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」には、地方自治体に期待される役割として「国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第3期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待される」とあり、「各地域が有するスポーツ資源等を踏まえ、課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討し、各地域の実情に応じた計画を策定することが望ましい」と記載があることから、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、国の第3期スポーツ基本計画に触れる必要があると考える。

- 東京都スポーツ推進総合計画には、eスポーツへの考え方・取組が示されているほか、スポーツにおける健康の維持・増進として、東京都健康推進プランに結び付いた計画策定が行われており、「子供とスポーツ」「高齢者とスポーツ」「障害のある人とスポーツ」「女性とスポーツ」など、幅広い考え方が示されている。狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、十分調査を行い、健康の維持・増進の視点を盛り込む必要があると考える。
- 国の第3期スポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指すこととしており、東京都スポーツ推進総合計画においても、「政策の柱1 スポーツで輝く」の「指標2 都民のスポーツ実施率」について、2030年度（令和12年度）までの目標を70%としている。同様に現狛江市スポーツ推進計画においても、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」としているが、令和7年4月に実施した令和7年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書（抜粋）において、週1回以上のスポーツ実施率は、67.4%となっており、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」という目標値に到達していない状況となっている。以上を踏まえ、狛江市スポーツ推進計画の計画期間を延伸し、引き続き「市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」といった目標の達成を目指す必要性はあると考える。

### 3 結論

以上の考察から、（仮称）西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいことから、現在の狛江市スポーツ推進計画を施設供用開始が予定されている令和13年度の前年度である令和12年度まで計画期間の延伸をすることが妥当と考える。また、（仮称）西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をされるよう、進言をする。

なお、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視をしながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であることも申し添える。

## 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和8年2月1日付発令

新	氏 名	現	備考
教育部指導室指導教職員係主事	富永 茉結		

### 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について(3)

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会では、以下の日時・内容で協議を行った。

<b>狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会</b>	
第1回： 令和7年9月12日(金)	内容： (1)会議設置目的とグラウンドルール、主な協議事項とスケジュールについて (2)狛江市立小・中学校の教育データ共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ共有(推計・過去の推移)
第2回： 令和7年12月2日(火)	内容： (1)教育委員等による他事例視察結果について (2)有識者ヒアリング結果について (3)中央教育審議会における主な議論について
<b>狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 準備会</b>	
令和7年8月6日(水)	内容： (1)狛江市の学校で「10年後も残したい」強み (2)強みを発展させるために、「あったらいいな」と思う資源や「ないと困る」と思う資源
<b>狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 有識者ヒアリング</b>	
第1回： 令和7年9月18日(木)	内容： (1)有識者ヒアリングの目的等について (2)これまでの「狛江市 魅力ある学校づくりの推進連絡協議会」及び準備会での協議内容共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ(現状・推計・過去の推移) (4)各有識者からのご意見(狛江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれる点について)
第2回： 令和7年11月14日(金)	内容： (1)有識者ヒアリング(第1回)の主な意見について (2)狛江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれる点について
<b>教育委員 近隣自治体視察・ヒアリング</b>	
令和7年10月～11月	内容： 世田谷区、調布市、三鷹市の3つの近隣自治体に視察及びヒアリングを行うとともに、1つの自治体(自治体名非公表)にオンラインヒアリングを行った。

そのうえで、主に以下の3つの視点から知見が得られた。今年度は、これらの知見を基に、コミュニティ・スクールで協議した結果を、第3回狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会で共有し、来年度は教育内容だけでなく、ハード面も含めた教育環境について論点整理の策定を進める予定である。

## 1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について

- 検討のはじまりとして、まず、学校管理職、主幹教諭、地域住民から見える現在の狛江市や各学校の教育の強みと伸びしろについて、準備会等を通じて協議を行い、狛江市の現在の教育の特徴や課題について、共通認識を図った。
- そのうえで、狛江市立中学校の現在や過去の状況等について、定性的な情報だけでなく、定量的な情報としても把握すべく、教育関係データを提示のうえ、協議を行った。
- 教育関係データに関する資料では、各学校別の学力(学力・学習状況調査の平均正答率)、体力(児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の体力平均値)の経年変化だけでなく、不登校(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の長期欠席者数、不登校者数や前年度継続の割合等)、WebQU を基にした学級の親和割合や学級生活の満足、不満足、侵害行為認知、非承認等のデータを提供した。これらのデータにより、児童生徒の学力等、従来から評価されてきたものだけでなく、児童生徒の学校や学級に対する受止めや認識を読み取りうる情報も提供することで、現在の定量的な状況を可能な限り多面的に把握することができた。加えて、児童生徒の学びや育ちを支える教職員の勤務状況に関して、時間外在校等時間についてのデータも提示し、持続可能な学校経営についても検討する契機となった。
- さらに、適正規模・適正配置を検討する上で重要な要素の一つである、学校別の人口の将来推計(3パターンで令和17年頃までの推計)や過去の推移に関するデータ(特別支援学級利用者数の推移、長期欠席者・不登校者数の推移、市立中学校進学に至らなかった生徒数の推移)についても提供を行った。現在の学校・学級の数、適正かどうかについて検討する基盤となる情報を把握できた。
- これらのデータに基づく協議では、学級の親和性や不登校の状況、学力データ等の推移についてその要因や解釈に関する意見や、これからの学校教育において育むべき力に関する意見があった。

## 2. 他自治体から得られた知見について

- 狛江市外の近隣自治体の持つ知見から検討を進めるべく、ヒアリング・視察を行い、その結果、施設整備や適正配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から知見が得られた。

- 世田谷区については、小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策を進め、改修や統廃合を経験しており、工事期間中の学習環境の確保等に関しても知見を得た。
- 三鷹市については、義務教育学校の検討の状況や学校施設の機能転換の一つとして取り組む学校3部制の状況、コミュニティ・スクールの推進について知見を得ることができた。
- 調布市については、中学校選択制を通じて得られた効果と、入学生徒数の見込みが立ちにくいといった課題について知見を得るとともに、多様な不登校対策の取組について知見を得た。
- 今後、適正規模・適正配置について議論を行う上では、ソフト的な側面だけでなく、施設整備を伴うハード的な側面についても検討を行う必要がある、整備時に複合化や小中一貫の教育を推進すること等を検討するだけでなく、工事期間中の学習環境の確保等も検討を行う必要があることが確認できた。

### 3. 外部有識者から得られた知見について

- 狛江市の今後の魅力ある学校づくりを検討する上では、近隣自治体にとどまらず、国外の知見や国内の他分野(医療、福祉)から見た検討が必要と考え、外部有識者に対し計2回にわたる合同ヒアリングを実施した。
- まず第1回では、狛江市立小・中学校の教育関係データ、準備会で行った学校管理職、主幹教諭、地域住民から見える現在の狛江市や各学校の教育の強みと伸びしろに関する意見を資料として提示した。
- その結果、①本協議会において狛江市立学校の伸びしろとして提示された、子どもたちの「主体性」や「強さ」といった言葉について、②不登校の子どもへの支援について、③学校の提供すべき教育について、④SES と学力の関係について、⑤市域の小ささと流動性について、⑥本協議会の協議への参画について、以上6点の意見があった。
- さらに、検討を深めるべく、2回目の合同ヒアリングを行い、主に子どもの世界が変化していることに関する指摘と、子どもを取り巻く環境が変化していることに関する指摘があった。
- 具体的には、子どもの世界の変化として、子ども自身の抱える生きづらさや、低い自尊感情に関する指摘があった。また、子どもが当たり前「毎日学校に行きたい」と思う訳ではないことなど、学校への捉えに関する指摘もあった。
- 続いて、子どもを取り巻く環境の変化について、学力や主体性の高低について個人の努力のみで回収されがちな自己責任化の様相など、現在の様々な教育観を問い直す必要があることが指摘された。また、教育観や子ども観にも関わる部分として、学びのオーナーが誰なのかという指摘や、子ども同士が互いをケアし合えるような、支え合える力の価値に関する言及があった。
- また、学校や授業づくりへ子どもが関わる必要性や、教師の状況と子どもの状況は連動しており、教師のウェルビーイングを確保することが重要であることが指摘された。

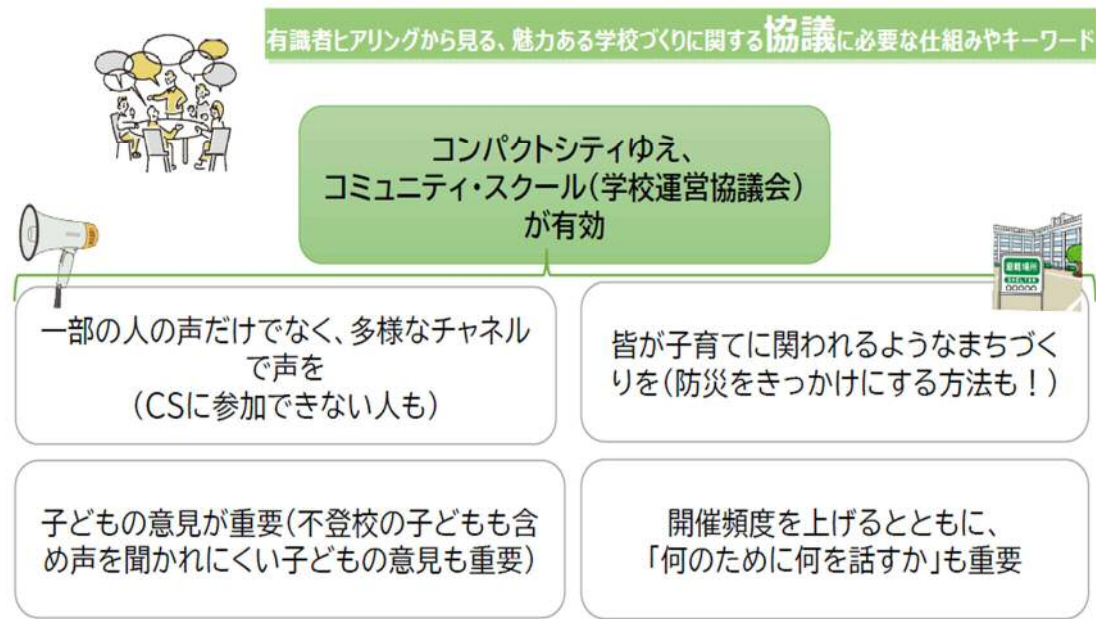
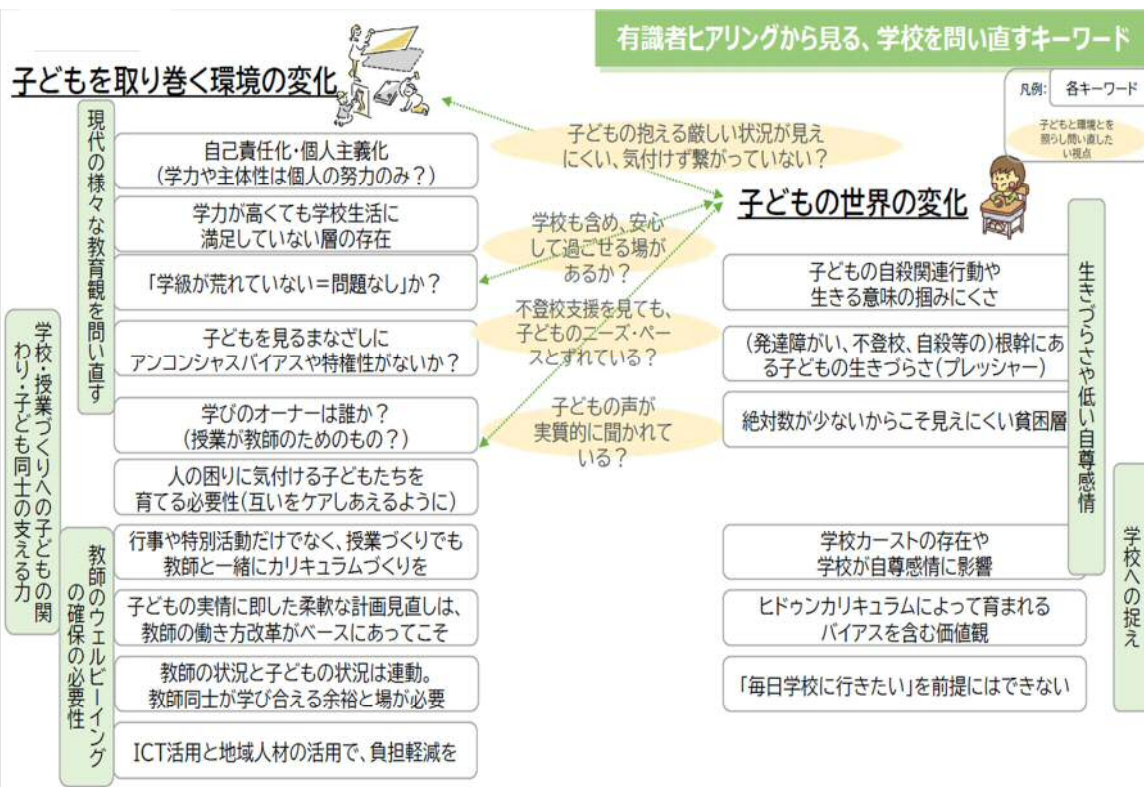
- さらに、この子どもの世界が変化していることと子どもを取り巻く環境とを照らしてみれば、子どもの抱える厳しい状況が大人からは見えにくくなっている可能性や、学校も含め安心して過ごせる場が十分でない可能性についても指摘がされた。
- これらの指摘を踏まえれば、現在の教育内容・教育環境をそのまま踏襲する形では、子どもの世界の変化に対応しきれない可能性があることがうかがえる。

近隣自治体視察結果（概要）

10月～11月にかけて、以下3つの近隣自治体に視察及びヒアリングを行うとともに、1つの自治体（自治体名非公表）にオンラインヒアリングを行った。その結果、施設整備や適性配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から主に以下の知見が得られた。

視察先	世田谷区	三鷹市	調布市	先進自治体（非公表）
日時	11月4日（火）	11月6日（木）	11月7日（金）	10月14日（火）
視察先	瀬田小学校	第六小学校	太陽の子（遠征指導教室）、はしうち教室（学校の多様化学校教室）	（視察なし）
委員	佐伯・森	小川・佐伯	斎藤・森	—
主な聴取事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（平成25年）に沿った改築の進捗状況と現在の課題認識</li> <li>■ 適正の改築で整備された学校での活動の様子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 義務教育学校の設置検討の過程・現状と課題意識</li> <li>■ コミュニティ・スクールの取組の現状、成果や課題意識</li> <li>■ 放課後活動（学校3部制）の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中学校学校選択制のもたらした効果・成果と課題</li> <li>■ 不登校対策の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適正規模・適正配置の取組の過程と、関係者の主な反応</li> <li>■ 合意形成において意識した点</li> </ul>
施設整備・学校配置の観点での示唆	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統廃合を複数経験しており、一般的なスケジュールとしては行内で着工の3～4年前に整備方針を策定しており、その後の基本構想の検討段階で、地域住民を交えた検討委員会を設置し、議論を重ね、地域の意見を反映している。</li> <li>■ エリアによって新しい提案への受容度は異なる。合意形成において、区民の声（校庭の砂ほこり、騒音、通学路の安全確保等）を聞きながら要望に対して校舎の位置やプライバシーの確保などで素材を変えたりする等、さめ細かに対応している。ただし、基本構想段階で区民の意見を入れ、まとめているので、基本構想提示以降に大枠を変更することはない。（再度基本構想検討委員会を実施し、区民の意見を聞きながら見直した案件あり。）</li> <li>■ 統合で意見が出る大部分は通学路の安全面での意見になる。安全面の確保として、グリーンベルトの整備や見守り活動の充実をしている。</li> <li>■ 統合に際しては、学校ごとに選抜所運営委員会などがあり、地域の組織の在り方について意見があった。統合校はこの議論だけで3年程度かかっている。</li> <li>■ 子どもたちは自分の学校として通い始めるとその学校が母校になるので影響はあまりないが、卒業生や地域の方、保護者の方が統合後も強く意見を持つケースがある。2校の子どもたちが試みに活動をしていく、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 義務教育学校の設置については、まちづくりの観点から市長部局が主導し、令和3年頃から検討を進め、説明会を開催したりガイドブックでOAを提示したり工夫をしている。</li> <li>■ 義務教育学校を設置することで、物理的な距離の近さや教員組織が一体となることを活かして一層の小中一貫の教育の効果が得られることが期待される。</li> <li>■ 学校3部制に関連し、今後の学校整備に際しては、地域が利用することを想定した動線の分離をはじめとした安全対策をする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中学校選択制について8枚全校について、平成18年度から子どもとの個性を伸ばすという目的で中学校入学時に、どの学校でも学校選択制（自由選択制）を導入している。</li> <li>■ 検証報告書では生徒・保護者ともに制度を評価しており、今後も継続するとしている。また、過度な学校間の競争は生まれない。</li> <li>■ 選択理由は、部活、仲の良い友人がいることと、新たな友人関係をつくりたいということが主で、部活動を今後存続する場合や人間関係について何らかの強い思いがある生徒にとっては有効に働く可能性をうかがえた。</li> <li>■ 中学校選択制の課題としては、今後数年間は生徒数が増加する見込みであり、教室数が不足する可能性があることや、私学などへの進学者が多いために不特定要素が多くなる。入学生徒数の見込みが読みにくい部分もある。</li> <li>■ また、学びの多様化学校について平成30年に分教室型で開設しており、現在23名の生徒が利用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4年程度の協議会での答申を経て、2段階に答申を分け、徐々に進めるようにしている。</li> <li>■ 最初から継続的にある意見としては「通学距離が延びるので、そこがなにかならぬか」「熱中症もある中で暑い中歩けるか」という話が強く出されている。</li> </ul>

<p>という中で地域を一緒に作っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ かつて通字区域を変更した際は選考所運営委員会関連の課題や給食関連の新規設備の整備が必要になった。</li> <li>■ また、工事期間中の学習環境の確保に際し、仮設校舎を作らず、既存校を活用する方針で玉突きでの施設整備をしている。</li> <li>■ 直近の学校改築にかかる費用は高騰しており、入札不調の状況もある。</li> <li>■ 直近の改築で整備された瀬田小学校の様子からは、今後の必要数減を見越し、いずれ地域の方のみが利用するゾーンも発生することを踏まえた配置や、廊下からの視認性の高い構造は運営の透明性にも寄与しうるものだった。</li> </ul>	<p><b>世田谷区</b></p> <p>—</p>	<p><b>三浦市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ コミュニティ・スクール（以下、CS）の取組は歴史が長く、部会制（全体会の他、評価部、広報部、支援部等の部会）や開催回数（全体を月1回（年間10回程度）、部会を月1～2回程度）、委員構成・任期の工夫があり、また過去から協議の質が向上している様子（学校から報告のみ→対話量は増加するも発散→アークションを伴う協議）がある。</li> <li>■ CS委員会には、学校職員のうち管理職のみが出席しているが、教員からの意見も聞くため、学校公開で午前中で終わる日などに午後の時間を使ってCS委員と管理職以外の先生が意見交換できるようにする等の工夫があった。</li> <li>■ 学校ではなくCS委員会の役員を中心に会議運営をするようにしたことで、会議が自立していったように思う。会議テーブルも会議形式ではなく、グループごとに話し合いができればよい形態で設置。承認事項等の説明についても、資料を事前に配布し確認してきてもらうように依頼し、当日の説明はコアの部分だけを説明するなど報告時間がとてもコンパクトになった。</li> <li>■ 学校3部別（第1部を授業、第2部は子どもたちの学び場・遊び場、第3部は地域の多様な活動の場）の観点は、現在の施設整備でも教職員の心理的障壁を軽減できれば、機能転換は進められる可能性をうかがえた。</li> </ul>	<p><b>溝布市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適応指導教室の運用を抜本的に見直し、「自分で選ぶ、自分で決める」を大切に、環境整備の面でも学校らしさを限りなく減らしたことで一気に利用者数が増えた。さらに今年度末から新たに中学生の教育支援センターを駅前オープンするなど、不登校に関する取組を強化している。</li> <li>■ 学びの多様化学校では劇場の劇団員が講師をする等の「表現料」と「CST（コミュニケーションスキルトレーニング）」と、「個別学習」が特徴的なプログラムを持つ。運用の課題としては、学習の評価・評定や入学後も不登校状態が改善しにくい生徒の対応などがある。</li> <li>■ 退職校長と心理士がセットになったアワトリ型支援や、SSWを派遣型から配置にする等の各不登校の取組に工夫がある。</li> <li>■ 不登校の取組がばらばらにあるのではなく、子ども不登校の状況や学びへの比重などで、取組が体系的に整理・連携している。</li> </ul>	<p><b>先進自治体（非公表）</b></p> <p>—</p>
<p>視察先 教育・ 支援の 内容面 での示 唆</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>





## 令和7年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(5)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間
狛江第三小学校	第2学年1学級	令和8年1月20日~21日
狛江第一中学校	第1学年1学級	令和8年1月20日~22日
和泉小学校	第2学年1学級	令和8年1月23日~24日
狛江第三小学校	第2学年1学級	令和8年1月24日
狛江第二中学校	第1学年1学級	令和8年1月27日
狛江第六小学校	第2学年1学級	令和8年1月27日~28日
和泉小学校	第6学年1学級	令和8年1月28日~30日
狛江第三小学校	第5学年1学級	令和8年1月28日~30日
狛江第六小学校	第2学年1学級	令和8年1月29日~30日
狛江第一中学校	第2学年1学級	令和8年1月30日

理由は、いずれも「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。